

〇〇クリニック/医療法人設立スケジュール (例) 京都府・10月設立の場合

→医療法人としての
診療スタート

届出者	手続き内容	機関	内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
① 設立代表者	医療法人設立認可申請	京都府医療課	医療法人格の設立認可	シミュレーション等 検討期間		京都府医師会 に概要書提出	ヒアリング⇒認可		登記完了届	
② 設立代表者	法人設立登記	法務局(司法書士)	医療法人格の登記							
③ 医療法人	診療所開設許可申請	●●保健所	法人診療所の開設許可				事前相談			
④ 院長個人	診療所廃止届	●●保健所	個人診療所の廃止							
⑤ 医療法人	診療所開設届	●●保健所	法人診療所の開設							
⑥ 院長個人	保険医療機関廃止届	近畿厚生局 京都事務所	個人診療所の指定廃止						医療機関コードの発行は月末頃 になりますが適及扱いにより、 月初からの保険診療が可能です	
⑦ 医療法人	保険医療機関指定申請	近畿厚生局 京都事務所	法人診療所の新規指定 施設基準の届出						適 及 扱 い	医療機関 コード発行
⑧ 院長個人	生活保護指定廃止届 他(※)	府もしくは市町村	個人診療所の指定廃止							
⑨ 医療法人	生活保護指定申請書 他(※)	府もしくは市町村	法人診療所の新規指定							
⑩ 院長個人	医師会異動届	地区医師会	個人開設→法人開設 予防接種や特定健診							

(※) 生活保護の他、結核、被爆者一般疾病、労災、
特定医療費(指定難病)、難病指定医、身障指定医、
麻薬施用者免許、診療用エックス線

・・・などの手続きがございます

その他
やるべきこと

銀行との打合せ
(借入金がある場合等)

法人印、ゴム印等作成

棚卸し

テナント家主、リース会社へ連絡

税務・社会保険手続き

職員への説明

取引業者への案内

注意点) 上記は、スタンダードなスケジュール表になりますが、医療審議会の開催日程等の影響で、変更になる可能性もございます
関係する役所と事前に打ち合わせをおこない、進めていくことが重要です!